



廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策課

1 循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から環境への負荷をできるだけ低減させる循環型社会への転換を目指し、廃棄物の「発生抑制(リデュース:Reduce)」、「再使用(リユース:Reuse)」、「再生利用(リサイクル:Recycle)」という「3R」への取組を進めています。

その一環として、行政機関や市民団体等と協力して3Rをテーマとしたイベント「3R推進九州ブロック大会」を開催し、ごみの減量化・リサイクル推進に関して理解を深めるとともに、身近にできるごみ減量化事例の紹介等を行うなど循環型社会の形成に向けた普及啓発活動に取り組んでいます。



2 廃棄物の輸出入対策

循環資源の適正な輸出入を推進するため、輸出入にあたり、事前に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)に基づく規制対象物に該当するか否かについて助言する「事前相談」を行っています。

また、不適正な輸出入が疑われる事案が生じた場合には、税関と協力して立入検査等を行い、必要に応じて輸出入業者へ指導するなど、不法輸出入防止に向けた水際対策を行っています。



輸出入に係る立入検査

3 不法投棄防止の取組

廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止、適正処理の推進に向けた取組としては、日頃からの監視活動の強化などにより不法投棄などを発生させない環境づくりを一層進めることが重要であることから、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策を強化しています。

また、大規模な産業廃棄物の不法投棄を防止するためには、早期に発見し、拡大防止に努めることが重要なことから情報を受ける窓口として「不法投棄ホットライン」を開設しています。

◆不法投棄ホットライン

FAX:0120-537(ゴミなし)-381(さんぱい)【ゴミなし産廃】



不法投棄撲滅ロゴマーク



不法投棄現地調査

4 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

廃棄物を広域的に収集することにより効率の良いリサイクルをするための制度「広域認定制度」及び「再生利用認定制度」に関する事前相談を行っています。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)の円滑な施行のため、事業者への立入検査等を行っています。

そのほか、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル)について、特定肥飼料等を製造する再生利用事業の審査登録等を行っています。